

あなた自身のケガに備えて 学生総合共済<生命共済>

| | |
|---------------------|---|
| 事故(ケガ)で 入・通院した場合 |  入院保障 日額 入院1日目から200日まで保障します。 10,000円 |
| |  通院保障 日額 通院のみ、または入・通院合計5日以上で1日目から90日まで。 2,000円 |
| |  固定具使用期間 入院日を除き2日 2,000円 |
| |  手術保障 1回につき 50,000円 |
| |  後遺障害保障 (1級~14級) 600万円~12万円 |
| 病気で入院した場合 |  入院保障 日額 10,000円 |
| |  手術保障 1回につき 50,000円  後遺障害保障 (1級~3級) 600万円~540万円 |

元受団体:全国大学生協共済生活協同組合連合会


相手への賠償に備えて 学生賠償責任保険

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| 日常生活における 賠償事故 [国内・海外] | ● 他人に対する賠償責任 最高 1事故 1億円まで | 示談交渉サービス付き <small>(日常生活中・国内のみ)</small> <small>示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、被害者の同意を得て被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。</small> |
| | ● 他人に対するお見舞い (被害者のケガの程度によります。) 最高 被害者1名につき 50万円まで <small>1回の事故につき100万円が限度になります。</small> | |
| 正課の講義・行事・ 実習における賠償事故 [国内・海外] | ● 他人に対する賠償責任 | 最高 1事故 1億円まで |
| | ● 他人のプライバシー侵害や名誉き損に対する賠償責任 | 最高 年間 500万円まで |
| | ● 他人から借用したものに対する賠償責任 | 最高 年間 1,000万円まで |
| | ● 被害者の扶養者などが駆けつける費用等 | 最高 1名 30万円まで 最高 年間 500万円まで |
| | ● 医療関連実習中の事故に伴う加入者本人の治療、検査費用等(感染事故損害防止費用) | 最高 年間 500万円まで |

引受保険会社:共栄火災海上保険株式会社 ● 学生賠償責任保険は共済ではなく、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社とする保険商品です。
 取扱代理店:株式会社大学生協保険サービス ● この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となり、共栄火災海上保険株式会社と締結する団体契約です。
 ● ご加入の際は、学生賠償責任保険の「重要事項説明書」を必ずご一読ください。 B1114431E1518(20120120)

大学生協の学生組合員が 加入できます。

学生総合共済・学生賠償責任保険の詳細内容はパンフレットをご覧ください。

つながる元気、ときめきキャンパス。全国大学生協共済生活協同組合連合会 ▶ <http://kyosai.univcoop.or.jp/>
 全国大学生協共済生活協同組合連合会 指定保険代理店
 株式会社大学生協保険サービス ▶ <http://hoken.univcoop.or.jp/>
株式会社大学生協保険サービスは、大学生協が加盟する
 全国大学生協共済生活協同組合連合会100%出資の子会社です。



つながる元気、ときめきキャンパス。

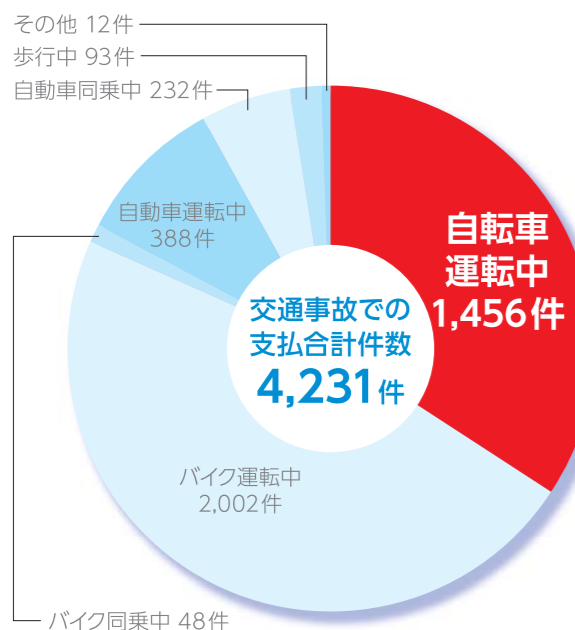

あなたのまわりに潜む危険度は？

学生総合共済(生命共済)と学生賠償責任保険の支払いに占める自転車事故

2010年10月～2011年9月

自分のケガの保障

学生総合共済(生命共済)



支払事例

路面がぬれてブレーキがきかない!

下り坂を自転車で走行中、前日の台風で路面がぬれていたためにブレーキがきかなくなり転倒し、負傷した。

(GF型/通院:12日 24,000円
固定具期間:8日 8,000円 計 32,000円支払)

携帯音楽プレーヤーを聴きながら…!

アルバイトからの帰宅途中、自転車で横断歩道を横断中に左から右折してきた乗用車と接触し、転倒して負傷した。携帯音楽プレーヤーを聴きながら走行していたため車をよける判断が遅れてしまった。

(GF型/通院:65日 130,000円支払)

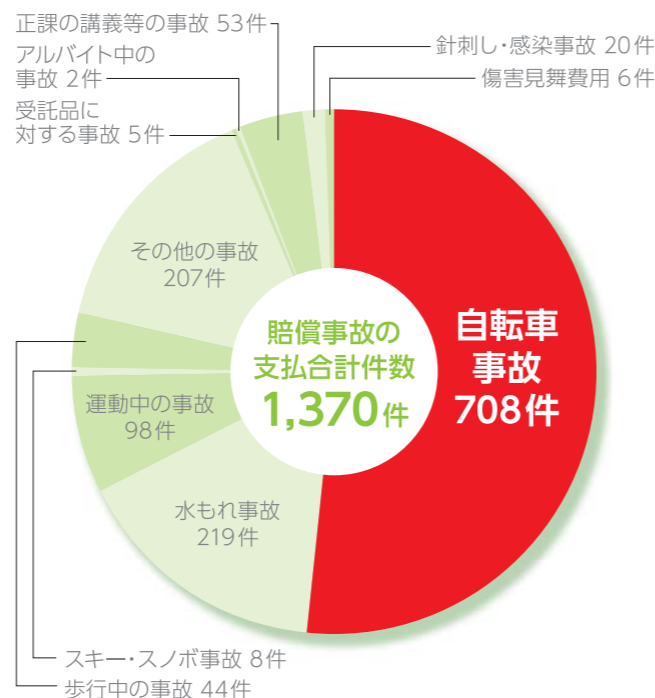
チェーンがはずれた!

学校から帰宅途中、自転車のチェーンがはずれハンドルが取れなくなり転倒し、右肘を負傷した。自転車の点検をしていれば未然に防げたのではないだろうか。

(GF型/通院:8日 16,000円支払)

加害者になってしまったときの相手への保障

学生賠償責任保険



支払事例

「携帯電話」を見ながら!

携帯を見ながら自転車で下り坂を走行中、前方の赤信号に気付かず、青信号で横断歩道を渡っている歩行者に接触し、負傷させてしまった。

(494,914円支払)

「傘」をさしながら!

自転車で走行中、傘をさしてよそ見したため、狭い路地に立っていた人にぶつかり、負傷させてしまった。

(1,176,574円支払)

ライトをつけずに!

無灯火で自転車走行中、前方から歩いて来た歩行者と接触し、負傷させてしまった。

(135,844円支払)



「まあいいか」では済まされません!

夜。ライト切れてるけど…
車も来ないし、いっか!

夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけましょう!自分も周りが見えないし、周りからもあなたが見えません!!

【罰則】5万円以下の罰金

あのコンビニ、
歩くとちょっと遠いんだよなあ。
「ちょっと後ろ乗せて!」

二人乗りはバランスを崩しやすく、事故や転倒をしたら確実に2人以上負傷する危険な乗り方。お互いのためにも、周りのためにもやめましょう。

【罰則】2万円以下の罰金または料料



待ち合わせに遅れそう!
「もしもし?今自転車で向かってる!」

携帯電話を使用しながらの運転は、注意力散漫になるため絶対だめ!もちろんそれ以外にも音楽を聴きながら…など、ながら運転は厳禁です。

【罰則】5万円以下の罰金

雨の日。カッパを持っていないし、
傘をさしていこうかな。

雨の日は、傘をささずにカッパを着ましょう。傘さし運転は視界も悪いし、とっさの対応も不可能でしょ?

【罰則】5万円以下の罰金

※参考:警視庁HP

その自転車は、あなたの命を乗せています。

あなたの自転車もチェックしてみてください。



行きつけの自転車屋さんを見つけ、定期的な整備をしましょう。